

議 長 日程第5「承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第3号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年4月17日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 1枚おめくりください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。こちらにつきましては、先ほどの国民健康保険条例の一部改正と同様に、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当の支給に伴う補正予算でございます。傷病手当金を支給するに当たり、急施を要するため、所要の経費について専決処分させていただきました。

6ページ、7ページを御覧ください。歳出の科目、款2保険給付費、項6傷病手当費、目1傷病手当金、保険給付費のところ、補正前の金額9億2,947万1,000円、補正額1,000円として、合計9億2,947万2,000円としております。こちら、目1の傷病手当金のところにですね、説明欄の負担金補助及び交付金ということで、傷病手当金を1,000円設定させていただきました。こちら傷病手当金の申請がございましたら、予備費から充当させていただきます。なおですね、歳入につきましては、既存の科目、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費交付金で受け入れることとなります。

説明については以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第3号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。